

合同会社 J R E 宮城加美との風力発電事業に係る 地上権・地役権等の契約の変更について

1 概要

この度、J R E 宮城加美ウインドファーム事業に関し、加美町と合同会社 J R E 宮城加美が締結した地上権・地役権等の契約について、風力発電に関する住民訴訟における原告側から指摘のあった、加美町が債権や権利を放棄するといった条項などについて見直しを行い、原契約を変更する覚書を締結します。

2 変更のポイント

①地上権設定契約書の変更点

○第6条（本地上権対象土地の管理等）

災害時の土地の復旧・修復について、甲（加美町）が復旧・修復する、とされていたものを、甲と乙（合同会社 J R E 宮城加美）が協議して決定することに修正しました。

○第7条（中途解約）、第8条（契約の解除）

契約が解除されたとき（土地明け渡し時）に、乙（合同会社 J R E 宮城加美）が風力発電事業により設置したものを撤去することを明記しました。

○第11条（本地上権対象土地または本地上権等の処分）

乙（合同会社 J R E 宮城加美）が第三者に権利承継する際に、令和5年5月2日付で締結した J R E 宮城加美町ウインドファームに係る協定書の内容についても承継させることを明記しました。

○第12条（甲の約束）

甲（加美町）の約束ごとの規定から、第2項の責任財産限定および債権の放棄、第3項の破産や民事再生等の申し立てを行う権利の放棄、第5項の権利の放棄、第6項の債務を相殺しないこと、第7項の議決等手続きに関する条項について削除しました。また、第4項の情報開示に関する条項を修正しました。

○第14条（反社会的勢力等の排除）

対象を乙（合同会社JRE宮城加美）のほか、出資者や運営企業を「実質的支配者」として明記しました。

*地上権設定契約：風力発電施設本体の設置場所に関する契約

②地役権設定契約書2件の変更点について

○第9条（解除）、第10条（乙による契約解除）

契約が解除されたとき（土地明け渡し時）に、乙（JRE宮城加美）に電線路を撤去することを明記しました。

○第12条・第13条（甲の約束）

甲（加美町）の約束ごとの規定から、第1項の責任財産限定および債権の放棄、第2項の破産や民事再生等の申し立てを行う権利の放棄、第4項の権利の放棄、第5項の債務を相殺しないこと、第6項の議決等手続きに関する条項について削除しました。また、第4項の情報開示に関する条項を修正しました。

○第15条・第16条（反社会的勢力）

対象を乙（合同会社JRE宮城加美）のほか、出資者や運営企業を「実質的支配者」として明記しました。

*地役権設定契約：送電線が埋設されている管理用道路の範囲に関する契約

*地役権設定予約契約：風車の羽根が回転する円形の範囲に関する契約

3. 変更覚書締結日

令和6年3月28日